

新潟市教育委員会 令和8年3月 定例会会議録				
日 時	令和8年3月19日(木) 午後2時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義	/		
出席委員 (7名)	中津川 英子	出席委員	渡 部 雄一郎	
	畠 山 典子		高 橋 誠一	
	石 坂 学		/	
	神 林 むつみ	欠席委員	和 田 有子	
	小 見 直樹		/	
会議出席 教育委員会 事務局職員 (7名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	加 藤 陽 子		
	学 校 人 事 課 長	山 本 郁 雄		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	生 涯 学 習 推 進 課 長	山 口 穰		
	教 育 総 務 課 補 佐	相 崎 敦 子		
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後 2 時 30 分
	宣言者	教育長
付議事件 (6 件)	議案第 25 号	新潟市重大事態調査第三者委員会規則の制定について
	議案第 26 号	新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則の一部改正について
	議案第 27 号	新潟市学校運営協議会規則の一部改正について
	議案第 28 号	事務局及び機関の長の人事について
	議案第 29 号	教職員の人事措置について
	議案第 30 号	職員の人事措置について
報告 (1 件)	「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針(改定案)」に対するパブリックコメントの実施結果について	
協議会 (0 件)		

## 第1 開会宣言

- 教育長 午後 2 時 30 分 開会を宣言する。  
これより 3 月教育委員会定例会を開催いたします。  
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。  
(異議なし)  
それでは、許可することで決定します。

## 会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に石坂委員及び神林委員を指名します。

## 第2 付議事件

- 教育長 次に、日程第 2 付議事件に入ります。  
はじめに、議案第 25 号 新潟市重大事態調査第三者委員会規則の制定について、次の議案第 26 号 新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則の一部改正について、さらに次の議案第 27 号 新潟市学校運営協議会規則の一部改正については、教育委員会規則の制定・一部改正となりますので、一括して教育総務課から説明をお願いします。

- 教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いします。  
それでは、付議の 1 ページの一覧表をご覧ください。議案第 25 号から 27 号についてご説明いたします。

はじめに、議案第 25 号、「新潟市重大事態調査第三者委員会規則」につきましては、いじめ防止対策等専門委員会の所掌事務のうち、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する、重大事態についての調査審議については、これに特化した附属機関が所掌することとし、新たな委員会を設置したことから、これを運営するための規則を制定するものです。

次に、議案第 26 号「新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則」につきましては、国のガイドラインの改訂に伴い、委員のうち医師について「精神保健に関する学識経験を有すること」が必須要件でなくなったことから、所要の改正を行うとともに、先ほどご説明しました重大事態調査第三者委員会に移管する所掌事務に関する規定を改正するものです。

最後に、議案第 27 号「新潟市学校運営協議会規則」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の承認を得ることとなっている基本的な学校運営の方針として、「業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項」が加わったことから、所要の改正を行うものです。私からは以上です。

- 教育長 ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。
- 高橋委員 CS の会長としてお伺いしたいのですが、議案第 27 号の、業務量の管理とは具体的にどういうものを言われるのでしょうか。
- 教育総務課長 基本的には教員の働き方改革の関係もございまして、そういった業務量の管理ですとか、健康確保措置の実施について、その方針について学校運営

協議会の承認を得ることになったという改正でございます。

○高橋委員 例えば、結局 CS のための資料の準備などが大変だと思うのです。そういう裁量を減らすのであればいいのですけれども、あ、えっと学校運営協議会の事務の量がということです。

○教育総務課長 学校運営協議会の事務の量がということですか。

○高橋委員 そうです。多いように感じています。

○教育総務課長 今回の改正は、教員の業務量の管理についても学校運営協議会でその方針について承認するというかたちになるので、学校運営協議会の事務量を管理するという事ではないです。

○高橋委員 今のところ具体的に先生の勤務時間とかそういうことはあまり聞いたことがないのですけれども。

○教育総務課長 そうですね。ですので、今回そういったものが入ってくるというかたちになります。

○高橋委員 協議会の中にそういったことが出てくるということですね。

○教育総務課長 学校運営協議会で、各学校が業務量管理とか、健康確保措置をどのようにしていくかという方針について、協議していただくことになったということです。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 他にいかがでしょうか。私から1つよろしいですか。

議案第 26 号のいじめ防止対策等専門委員会の規則で、説明の中に国のガイドラインの改訂に伴って医師の規定ということなのですが、今までは精神保健のいわゆる精神科の医師と思われる方を選ぶことになっていたのが、医師という風になりましたけれども、これは新潟市においても新潟県の医師の数が十分でないということもあって、精神科の医師から委員になっていただいたり、あるいは出席いただくというところに困難性も一時感じていたのですけれども、あくまでそれは新潟市だけの事情ではなくて、国全体でこのようなガイドライン改定が行われ、おそらく各地でも検討されているという風に思っていればいいでしょうか。

○教育総務課長 はい、それで結構です。

○教育長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第 25 号から議案第 27 号について、承認することとします。

次に、議案第 28 号 事務局及び機関の長の人事について、次の議案第 29 号 教職員の人事措置について、さらに次の議案第 30 号 職員の人事措置については、いずれも人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

### 第3 報告

○教育長

次に、日程第3 報告に入ります。

それでは、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針(改定案)」に対するパブリックコメントの実施結果について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

お願いいたします。11月及び12月の教育委員会定例会でも皆様にご審議いただきました、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針(改定案)」について、パブリックコメントを実施いたしましたので、その実施結果について報告いたします。

報告1ページをご覧ください。

意見募集期間は、令和8年1月9日より2月10日まででした。

資料にあるとおり、市報にいがた、市のホームページに掲載したほか、教育委員会、公民館、図書館等で閲覧を行いました。

最終的に2名の方から合計14件意見が寄せられました。すべての意見の概要と市の考えをまとめたものが報告3ページからの資料であります。

案を修正した2点についてご説明いたします。

1点目は、報告4ページの1番上、No.4の部分です。教育委員会の取組について、「子どもの権利相談室」「こころのレスキュー隊」に関する記載が必要ではないかという意見です。こども未来部所管の「子どもの権利相談室」は、いじめの相談等についても対応しており、独立性をもったこどもの権利救済委員が、寄せられた相談に対応しています。教育委員会の所管ではありませんが、いじめに対応する重要な相談窓口の1つであり、児童生徒への周知が必要であると判断し文言を追加いたしました。改定した基本方針の、報告18ページに赤字で示しております。

2点目ですけれども、報告5ページの1番上、No.10です。学校におけるいじめの防止等に関する措置の項目について、児童生徒からのSOSについて、教職員に報告することは多大な勇気を要するものであることを理解しなければならない旨の一文が必要であるとする意見でした。この表現については文部科学省の示した、いじめ防止基本方針にも同様の記載があり、いじめの早期発見や対処に関する教職員の基本姿勢として重要なことであると判断をいたしました。

そこで、基本方針の15ページ、報告の23ページに赤字で示してありますけれども、追記したものになります。3学校におけるいじめの防止等に関する措置、(1)教職員の姿勢のところを追記しました。大変重要な視点かなと思っております。

それ以外にも12件の意見が寄せられました。内容を精査し、今回の改定では案の修正は行いませんが、貴重なご意見として閲覧用の資料に載せています。

また、この2点に加え、改定案の7ページ、報告15ページに、いじめ重大事態調査第三者委員会の名称について、現在、市議会で条例改正に向けて審議しております。教育委員会の附属機関、「新潟市重大事態調査第三者委

員会」、名称の修正になっております。

これらの結果について、3月25日(水)に、市のホームページに掲載するとともに、意見募集の際の資料閲覧場所において公表をいたします。

なお、改定は令和8年4月1日とし、4月に入りましたら、市内の学校管理職に向けての説明を行い、また関係課にも送付したいと思っております。

改定したいじめの防止等のための基本的な方針に基づいて、各校で定めているいじめ防止基本方針の見直しを指示いたします。すべての学校でいじめ防止基本方針の見直し作業を進め、令和8年度中に完了させる予定です。

新潟市としては8年ぶりの改定となっております。時代の変化や、学校の実情に沿った実効性のあるいじめ防止基本方針となるよう、引き続き各学校に指示、働き掛け等をしていきたいと考えております。以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○畠山委員

パブコメをとおしてさらに充実した内容になって、良かったなと思っております。

1点質問をさせてください。10ページ、報告の18ページです。権利相談室のことなのですが、その上のところについては、各学校で取り組んでいるところでイメージが持ちやすいのですけれども、この新潟市子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」、こども未来部が取り組んでいらっしゃるということなのですが、学校を通じて周知に努めるというのは、具体的にどういう風に子どもたちに周知を図っていくかということはあるのでしょうか。

○学校支援課長

こども未来部の方から、カードやリーフレット等も配布しているのですが、学校支援課としては、こどもに配付されている端末の方にL-Gateというのがあるのですが、そこにポット入りますと、このレスキュー隊の窓がありまして、そこをタップすると、このこころのレスキュー隊の情報がパッと出てくるようなかたちになっております。

また、これだけではなくて様々な相談窓口というのが非常に多くあります。全部でいくつぐらいあったか分かりませんが、それら全部を整理して、こどもが相談の窓口の一覧が見られるようにしてあります。

それぞれの相談機関によって強みがあります。例えば、ある機関は性暴力に対して専門的に扱います。ある機関は不登校とか心の悩みについて扱います、というのはありますので、そういったことが子どもたちに分かるような提示の仕方をして、今工夫をしているところです。

○畠山委員

ありがとうございます。子どもたちが悩んだ時とかに、ここに相談したいなという、そういう相談機関がいろいろあるということは、選択肢がたくさんあるということでもとても良いことだなと思えますし、そのタブレットのところポチッと押すとそういうのが出てくるというのは、つながりやすい、とても良いことだなと思ってお聞きしました。これについては対面で相談を受けるとかそういうこともできるのですか。

○学校支援課長

相談機関によってその形態は異なります。例えばLINE相談というような、そういう窓口もあつたりします。このこころのレスキュー隊に関しては、電話もあ

りますし、対面等もあります。メールというのもあったかと思います。様々な対応の仕方を用意していると聞いています。

○畠山委員

ありがとうございます。いろいろな相談の窓口があるということなのですが、そういうところまでは特に掲載しなくても、このころのレスキュー隊、これに限ってというそういうことになるのでしょうか。

○学校支援課

学校支援課です。こちらの基本方針については、新潟市のいじめ防止のための施策の大枠を示したものですので、特に個別の具体的な相談窓口をすべて網羅しているものではないのですが、学校を通じてそういった機関も含めて周知に努めるといふかたちで掲載しているものになると思います。

○畠山委員

はい、ありがとうございます。そうすると、このころのレスキュー隊だけではなくということですね。そういうところも記載されるとまた選択肢が広がっていいのではないかなと感じたところであります。以上です。ありがとうございました。

○教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。続きまして、日程第4 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

第4 次回日程

○教育総務課長

4月につきましては、4月20日(月)、時間は午後3時30分からを予定しています。

第5 公開終了

○教育長

以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。  
(退席を確認)

第6 付議事件(非公開)

第7 定例会閉会

○教育長

これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

石坂 学

署名委員

神林 むつみ